平成２４年（フ）第２６号
福岡県八女郡広川町大字新代778番地６　サンライズ山下Ｂ棟103号
債務者　高尾むつみ（旧姓末藤・佃）
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２５年（フ）第３２８号
宮崎市南高松町２番33号　シティセゾン203号
債務者　橋本　隆志
1　決定年月日時　平成26年１月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３４７号
宮崎市大字芳士1039番地４　宮田コーポ101号
債務者　清　　真弓（旧姓岩切）
1　決定年月日時　平成26年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３４９号
宮崎市太田４丁目３番１号　ワコーハイツ203号、前住所宮崎県都城市中町５街区３号
債務者　西村　兄彦
1　決定年月日時　平成26年１月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１３６号
福島県郡山市大槻町字菅田34番地の４　キボウハイツ203号、前住所福島県郡山市富田町字上亀田11番地の58
債務者　長谷屋望美（旧姓黒田）
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第１５３号
福島県須賀川市稲荷町28番地４
債務者　川﨑　英幸
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第２５５号
神戸市西区北別府１丁目1268番地　レオパレスアズサ103号、前住所兵庫県加古川市平岡町一色西２丁目251番地　レオパレスＹＫ207号室
債務者　野島　康義
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第２５８号
神戸市西区王塚台１丁目79番地　305号
債務者　富田　征一
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第２６２号
神戸市西区枝吉２丁目116番地　五兵衛ビル303号、前住所大阪市中央区島之内２丁目17番22号　502号
債務者　蔦　　歩美
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第２４６号
青森市旭町３丁目16番21号　高雄荘６号
債務者　高坂　幸藏
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１３３号
島根県安来市安来町1147番地３
債務者　山本　節子
1　決定年月日時　平成26年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１３８号
島根県仁多郡奥出雲町大馬木240番地
債務者　加納　節子
1　決定年月日時　平成26年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１６８号
青森県八戸市青葉２丁目16番８号　コーポ前田Ｂ号室、前住所青森県八戸市大字新井田字山道16番地
債務者　関川しのぶ
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１３８号
茨城県土浦市摩利山新田247番地１
破産者　伊藤　義則
1　決定年月日　平成25年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第１４９号
茨城県土浦市真鍋新町４番８号　ガーベラ館205
破産者　内田　咲美
1　決定年月日　平成25年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第１３８６号
埼玉県朝霞市溝沼２丁目４番15―401号
破産者　梶田　行光
1　決定年月日　平成25年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１９８号
埼玉県上尾市大字上359番地　しらこばと団地２―302
破産者　川崎　　耕
1　決定年月日　平成25年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係